

リハビリテーションの改善を求める意見書

今年4月からの診療報酬の改定により、リハビリテーションは、脳血管、運動器、呼吸器、心大血管の4疾病領域だけを対象とし、脳血管は発症・手術または急性増悪から180日以内、運動器は発症・手術または急性増悪から150日以内、呼吸器は治療開始日から90日以内、心大血管は治療開始日から150日以内との算定日数上限が設定されました。

また、障害児・児のリハビリでは給付期間が無制限となっていますが、提供できる施設は児童福祉法で規定された重症心身障害児施設等に限られ、多くの障害児・者にとって通所が困難です。

その結果、患者等のリハビリサークルなど自主的な取り組みが取りやめになったり、また脳性麻痺障害者は経過措置があるにもかかわらず、リハビリの継続が断られている事例も生まれ、きわめて深刻な事態となっています。

こうした動きは、患者・障害者のみならず、病院経営や理学療法士（PT）等の専門職にも大きな影響を与えることが危惧されます。よって、以下の諸点について、政府は、緊急に対応されるよう要望します。

記

- 1 リハビリの診療報酬について、疾病ごとの日数制限を撤廃し、患者の実情に応じて実施できるよう改善すること。
- 2 今回の改定により、必要なリハビリが阻害されていないか等の影響について、患者、医療機関、理学療法士（PT）・作業療法士（OT）等の専門職への調査を実施すること。
- 3 障害児・者リハビリの提供施設は、重症心身障害児施設等に限定せず、施設基準を脳血管リハビリ、運動器リハビリ、呼吸器リハビリ施設にすること。
- 4 経過措置やQ&Aなどでの除外規定の周知徹底の措置をとるとともに、患者にとって効果が認められるリハビリがすべて継続できるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月15日

名 寄 市 議 会